

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月19日
【会社名】	ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
【英訳名】	UMC Electronics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 昭人
【本店の所在の場所】	埼玉県上尾市瓦葺721番地
【電話番号】	048-724-0001
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長 仙波 陽平
【最寄りの連絡場所】	埼玉県上尾市瓦葺721番地
【電話番号】	048-724-0001
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長 仙波 陽平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する396,150,000円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされたことから、2021年1月29日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、当該勧告に伴い計上を予定していた特別損失を、2021年3月期第3四半期において計上したため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 2 報告内容
 - 2 . 当該事象の内容
 - 3 . 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

2 . 当該事象の内容

(訂正前)

証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する396,150,000円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

当該勧告に伴い、当社は、当該課徴金納付額396,150,000円につき、特別損失に計上する予定です。

(訂正後)

証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する396,150,000円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

当該勧告に伴い、当社は、当該課徴金納付額396,150,000円につき、特別損失に計上いたしました。

3 . 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

当該事象の発生により、2021年3月期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、特別損失に396,150,000円を計上する予定です。

(訂正後)

当該事象の発生により、2021年3月期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、特別損失に396,150,000円を計上いたしました。

以 上